

豊中市認知症予防教室業務委託仕様書

1. 目的

物忘れなど軽度の認知機能の低下、又はその疑いのある高齢者に対して、認知症進行予防に効果があるとされているデュアルタスク運動（コグニサイズなど）や講話、個別面談などを組み合わせて実施し、対象者が認知症進行予防に資する生活習慣やセルフケアを身につけることができる。また、地域の活動に参加することを促し、地域における自立した生活の継続を支援する。

2. 業務期間

契約締結日から令和12年(2030年)3月31日まで。ただし、契約締結日から令和9年(2027年)3月31日までは準備期間とする。

※地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づいて長期継続契約とする。

3. 対象者と定員、利用料

- (1) 65歳以上の豊中市民で、かつ物忘れなど軽度の認知機能の低下、又はその疑いがある人。
- (2) 1クールにおける定員数は25人までとする。
- (3) 年間の定員数は75人以上とする。
- (4) 利用料は利用者負担なしとする。
- (5) その他、市が対象と認める人。

4. 実施期間、回数

- (1) 年間のクール数は3クール以上とする。
- (2) 1クールにおける教室開催数は12回（概ね週1回）以上とする。
- (3) 1回の実施時間は120分程度とする。

例①：1クール目：令和9年 5月～7月 2クール目：令和9年 9月～11月

3クール目：令和9年12月～令和10年2月

例②：1クール目、2クール目：令和 9年 5月～7月

3クール目、4クール目：令和 9年 9月～11月

5. 実施場所

- (1) 4. の内容を市内で実施すること。
- (2) 実施場所は、発注者が確保した会場とする。

6. 業務内容

(1) プログラム

- ・教室で毎回行うもの

ア デュアルタスク運動（コグニサイズなど）

イ 講話

認知症進行予防に資する内容（認知症についての基礎知識、運動、栄養、口腔、社会参加、睡眠等）

ウ 健康状態の把握（毎回のバイタルチェック等）

- ・クール前後に行うもの

エ 各種測定等

- (a) 認知機能測定（前後比較が明確に評価でき、エビデンスが証明されている測定方法であること。なお神経心理検査やデジタルなど方法は問わない）、
- (b) 健康チェックシート（市指定様式）
- (c) 問診票による問診（生活習慣や地域活動の参加状況など）
- (d) 体力測定（5回立ち上がりやTUG等）
- (e) その他（必要時、受注者の提案による）

- ・クールのいずれかのタイミングで行うもの（回数は任意）

オ 習慣化に向けた取り組みの実施、地域活動紹介（個別面談にて）

- (a) 自宅で取り組むプログラムの作成・指導
- (b) セルフケアの進捗状況や地域活動の紹介、参加状況についての確認
- (c) 心身機能やフレイルリスクの評価（アセスメント）を行い目標設定
- ・その他

定員枠を有効に活用するため、参加継続のための仕組みについて工夫をし、途中中断を防ぐこと。

※ア、イ、エ、オのプログラムについては、厚生労働省、国立長寿医療研究センター等により学術的にエビデンスが証明されているものあるいは効果が実証されている内容であることが望ましい。また、実際の実施に当たっては、受注者の提案に基づき、発注者と協議してその内容を決定すること。

(2) 運営に関すること

ア 参加者の募集・受付

教室参加への募集案内や受付、取りまとめは発注者が実施する。（※定員枠に空きがあれば教室の前日 17 時まで参加希望者の受け入れを行う。その際、対応ができる体制を整えること）

事業名（教室名）は参加者に親しみやすい名称を受注者が提案し発注者が決定するものとする。また、教室案内用のチラシを作成すること。

イ 日報の提出

教室開催日は参加者数や開催内容などを記録した日報を教室終了ごとに発注者に提出すること。（教室開催日の翌日までに提出。任意様式。）

ウ 教室欠席者への電話連絡および参加意向確認

教室の初回または開始後に連絡なく欠席した者に状況確認や教室参加意向についての電話連絡を行う。（その内容を日報にて報告すること。）

エ 2 か月後アンケートの実施

受注者は教室修了者に対し概ね終了してから 2 か月後に取組みアンケート（指定様式）、返信用封筒を同封し、対象者へ郵送すること。郵送及び返送費用は受注者の負担とする。結果をデータ入力（指定様式）し発注者へ提出する。

対象者からアンケートの返送がない場合、電話による催促を行うこと。

オ 事業完了報告

上半期、下半期に 1 回ずつ計 2 回下記の内容を含めた事業完了報告書（任意様式）を提出する。また、下半期の報告には 1 年間の効果検証結果を必ず記載すること。

- (a) 教室の参加状況
- (b) 各種測定結果及び前後比較（適切な統計解析手法を用いること）
- (c) 問診、健康チェックシート、2 か月後アンケートの集計分析結果
- (d) 事業の成果、課題及び改善策

7. 従事者の配置

下記のとおり従事者を配置すること

職種	業務内容	条件	必要人数
作業療法士、理学療法士、保健師、看護師、健康運動指導士など	教室の運営管理（※）・認知機能の測定・デュアルタスク運動・個人の状況に応じた指導	介護予防・自立支援の知識を有し、教室運営の実務経験が 1 年以上ある者	1 名以上
保健師・看護師	参加者の健康状態の把握（毎回のバイタルチェック等）、生活習慣改善や地域活動紹介などの個別面談。教室におけるプログラムの介助等	実務経験が 1 年以上ある者	1 名以上
補助員 （資格は問わない）	教室におけるプログラムの介助等	医療や福祉業務の経験がある者	1 名以上

※教室運営管理者については原則、全クールを通して同一人物が従事すること。ただし、困難な場合、1クールは同一人物が従事すること。

8. 委託料

- (1) 委託料には、人件費、交通費、教材費、教室備品代、通信費、保険料等、事業実施に係る経費の全てを含む。
- (2) 受注者は、事業完了報告及び添付資料が発注者の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求できる（半期終了ごと）。発注者は、受注者から業務委託料の支払い請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

9. 安全管理体制

安全管理体制を整え緊急時等に対応すること。

- (1) 感染症対策を講じること。
- (2) 高齢者の身体及び精神特性や健康について十分配慮して教室を運営すること。
- (3) 受注者は、事故発生時の対応を含めた安全管理マニュアルを作成し市に提出すること。
- (4) 事故発生時は安全管理マニュアルに沿って適切に対応すること。
救急搬送を要し、同乗が必要な場合は受注者が同乗し、対応すること。その後の教室運営に関しては、安全に実施可能な内容に置き換えて継続すること。
また、事故の概要を発注者に口頭で速やかに報告するとともに、追って事故報告書を提出すること。事故報告書の様式は任意とする。
- (5) 地震、火災等の災害発生時は、施設管理者の指示に従い対応すること。

10. 秘密の保持及び個人情報保護

個人情報の保護に関する取扱い基準を定め、秘密の保持及び個人情報の保護に必要な措置を講じること。参加者の個人情報に関する書類及び電子データの管理については、受注者の法人事務所内に適切な保管場所を定め、個人情報の漏洩等がないよう細心の注意を払うこと。

11. 教室の中止

(1) 教室中止基準

ア 気象警報が発表されている場合

教室の実施日、豊中市に特別警報が発表されている場合、及び「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」の気象警報が発表されている場合は、当日の教室は中止する。

イ 震度5以上の地震が発生した場合

教室の実施日の前日又は当日に震度5以上の地震が発生した場合は、当日の教室は中止する。

ウ その他、やむを得ない事由により、教室の実施が難しいと判断した場合。

(2) 参加者への説明、連絡等

教室の第1回において、教室中止基準について参加者に説明を行うこと。教室の実施が難しいと判断して中止する場合は、受注者は参加者に対してその旨を電話連絡するとともに、やむを得ない事由により、中止する場合のみ会場に出務し、来所した参加者に対応すること。

(3) 教室を中止した場合の対応

教室を中止した場合、代替日に振り替えること。

1 2 . 一括再委託等の禁止

(1) 受注者は、委託業務の全部を一括して第三者に委託、又は請け負わせないこと。

(2) 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得ること。

(3) 受注者は、前項により業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合、その第三者に本委託業務の契約に基づく一切の義務を遵守させること。また、発注者に対して、その第三者のすべての行為及びその結果について責任を負う。

(4) 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

1 3 . その他

(1) 受注者は、契約期間を通じて当該業務を担当し、業務を円滑に進められるよう、十分な体制で臨むこと。また、発注者からの問合せに対して、速やかに対応できる連絡先や体制を確保すること。

(2) 発注者は適宜、教室に立ち会うことができる。

(3) 発注者は監督、指導を行うことができる。

また、発注者は受注者に対し必要に応じて、教室の内容や従事者などの変更を求めることができる。

(4) 期間中、委託の仕様について多少の変更が生じる可能性がある場合は、発注者・受注者間で協議の上、決定するものとする。